

3) 障害福祉サービス

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
介	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事を行う。	障害者総合支援法第5条、第19条、第28条	・障害支援区分1以上 ・通院等介助（身体介助を伴う）については、障害支援区分2以上等
	重度訪問介護	重度の障害者で、常時介護を必要とする者に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。		・障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺あり、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外で認定されている者 ・障害支援区分4以上で行動関連項目10点以上
	行動援護	知的、精神障害により行動が困難な者に、危険を回避するために必要な援護や外出時の介護を行う。		・障害支援区分3以上で行動関連項目10点以上
	同行援護	移動が困難な視覚障害者に対し、外出時に必要な援助を行う。		・同行援護アセスメント調査により対象となる者
護	重度障害者等 包括支援	意思疎通が困難で常時介護を要する者に、複数のサービスを包括的に行う。		・障害支援区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有する者のうち、行動関連項目10点以上、若しくは寝たきり等で重度の障害がある者
	短期入所 (ショートステイ)	介護者等の疾病その他の理由により、短期間施設に入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他必要な支援を行う。		・障害支援区分1以上
給	療養介護	常時医療と介護を必要とする者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。		・障害支援区分6のALS患者等、気管切開を伴い人工呼吸器を使用している者 ・障害支援区分5以上で次のア～エのいずれかに該当 ア 重症心身障害者又は筋ジストロフィー患者 イ 医療的ケアスコア16点以上 ウ 行動関連項目10点以上で医療的ケアスコア8点以上 エ 遷延性意識障害者で医療的ケアスコア8点以上
	生活介護	常に介護を必要とする者に、日中、施設において、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。		・障害支援区分3以上（施設入所の場合は障害支援区分4以上） ・50歳以上は障害支援区分2以上（施設入所の場合は障害支援区分3以上）

給付内容	申請手続	備考
1 身体介護 2 家事援助 3 通院等介助 4 通院等乗降介助	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 資格情報のお知らせ、または資格確認書の写し（マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいる場合は不要） (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者のみ ※3 (5)は難病等患者のみ	
1 身体介護 2 家事援助 3 移動介護		
1 外出支援 2 身体介護		
1 外出支援 2 身体介護		
1 短期入所サービス 2 日常生活支援 3 入浴サービス 4 給食サービス		
1 身体介護 2 機能訓練 3 療養管理		
1 日常生活支援 2 創作活動 3 入浴サービス 4 給食サービス		

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
介護 給付	施設入所支援	入所施設で夜間や休日に、入浴、排せつ、食事などの介護を行う。	障害者総合支援法第5条、第19条、第28条	・障害支援区分4以上 (50歳以上は障害支援区分3以上) ・通所困難な自立訓練および就労移行支援受給者
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練等を行う。		地域活動を営む上で、一定の支援が必要な障害者
	就労選択支援	就労移行支援もしくは就労継続支援を受けること、または通常の事業所に雇用されることについて、短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識、能力の評価、就労に係る情報の提供及び助言その他の支援を行う。		・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者 ・現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
	就労移行支援	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、又は求職に関する支援等を行う。		・通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者 ・通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長もしくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者
	就労継続支援 (A型、B型)	生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 ・A型…雇用契約に基づく継続的な就労が可能な者 ・B型…一般企業の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者		・通常の事業所に雇用されることが困難な者 ・通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長もしくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事務所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。		就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者

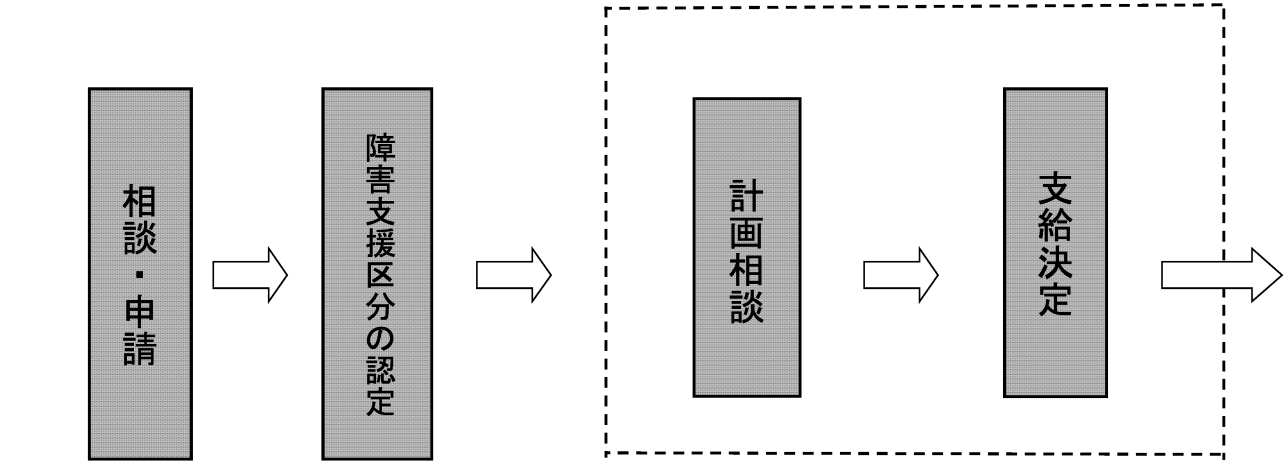
給付内容	申請手続	備考
1 住居の提供 2 日常生活援助 3 日常生活上の相談支援	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 資格情報のお知らせ、または資格確認書の写し（マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいる場合は不要） (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者のみ ※3 (5)は難病等患者のみ	

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
訓練等給付	共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談行う。		・身体、知的、精神障害者、難病等患者で、介護や日常生活上の援助が必要な者 ・身体障害者の場合は65歳未満に限る（65歳到達以前に障害福祉サービスの利用を開始した者を含む）
	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。	障害者総合支援法第5条、第19条、第28条	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のために居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、支援を要する者
相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所・入院している障害者について、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための相談そのほか必要な支援を行う。	障害者総合支援法第5条、第51条の5、第51条の13	・障害者支援施設、のぞみの園に入所、精神科病院に入院している障害者 ・保護施設（救護施設・更生施設）に入所している障害者 ・矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）に入所している障害者
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他の必要な支援を行う。		・単身で生活する障害者 ・家族等と同居している障害者のうち、障害、疾病等のため、障害者に対して同居者による緊急時の支援が見込めない障害者
支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するため、サービス等利用計画案の作成、利用状況の検証、計画の見直しなどを行い、障害者の自立した生活を支えるとともに、課題解決や適切なサービス利用のためケアマネジメントを行う。	障害者総合支援法第5条、第51条の16	・障害福祉サービスを申請した障害者（障害児） ・地域相談支援を申請した障害者

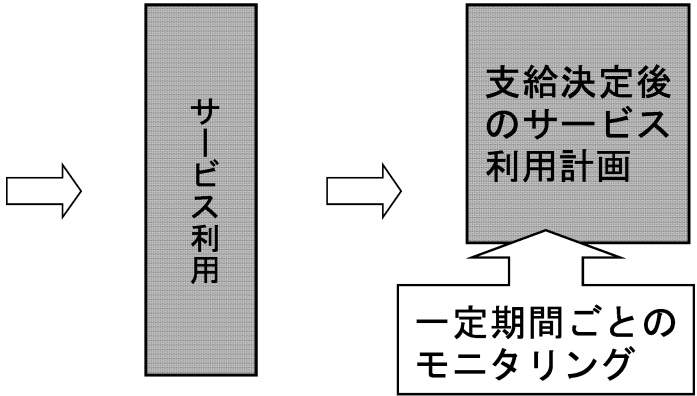
給付内容	申請手続	備考
1 住居の提供 2 日常生活援助 ・非課税世帯・生活保護世帯については、家賃補助制度有（H23年10月改正／月額10,000円まで）	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 世帯・収入状況等申告書 (3) 資格情報のお知らせ、または資格確認書の写し（マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいる場合は不要） (4) 限度額適用減額認定証（写） (5) 特定疾患医療受給者証（写） ※1 (2)は施設入所者・療養介護利用者のみ ※2 (3)・(4)は療養介護利用者のみ ※3 (5)は難病等患者のみ	
居宅で生活する障害者が地域生活を継続する上で必要な情報の提供、助言並びに相談等の支援及び関係機関や地域住民との連絡調整等を行う		
・サービス等利用計画案の作成 ・サービス等の利用状況の検証、計画の見直し等		

	サービスの名称	サービスの目的・内容	準拠法	要件
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援またはこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療を行う。	児童福祉法第6条の2の2、第21条の5の2、第21条の5の5	療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童
	放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行う。	児童福祉法第6条の2の2、第21条の5の2、第21条の5の5	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）または専修学校等に就学している児童
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援を行う。		重度の障害の状態その他これに準ずる状態であり、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。		保育所その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要であると認められた障害児
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するため、サービス等利用計画案の作成、利用状況の検証、計画の見直しなどを行い、障害児または保護者の生活を支えとともに、課題解決や適切なサービス利用のためのケアマネジメントを行う。	児童福祉法第6条の2の2、第24条の25	・障害児通所支援を申請した障害児

障害福祉サービス等利用の流れ



給付内容	申請手続	備考
1 日常生活上の療育訓練	1 申請先 障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 2 必要書類 (1) 支給申請書 (2) 資格情報のお知らせ、または資格確認書の写し（マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいる場合は不要） (3) 特定疾患医療受給者証（写） (4) 診断書等 ※1 (2)は治療を受ける児童のみ ※2 (3)は難病等患者のみ ※3 (4)は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証のいずれも所有していない者のみ	
1 生活能力の向上のための療育訓練 2 社会との交流のための支援		
居宅を訪問しての 1 日常生活上の療育訓練 2 医療ケア 3 生活能力の向上のための療育訓練 4 社会との交流のための支援		
1 集団生活適応のための必要な支援		
・サービス等利用計画案の作成 ・サービス等の利用状況の検証、計画の見直し等		



4) 割引・減免事業

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
市有施設の入園料等の減免	障害者の経済的負担を軽減し、社会参加を促進し、もって福祉の増進を図る。	市条例 H8. 4. 1	1 身体障害者手帳所持者 2 療育手帳所持者 3 精神障害者保健福祉手帳所持者等
NHK放送受信料の免除に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。	日本放送協会放送受信料免除基準 H13. 2. 1	1 全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者の世帯で、市民税非課税世帯 2 半額免除 (1) 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者で契約者 (2) 世帯主が身体障害者手帳を所持する1級または2級障害者で契約者 (3) 世帯主が療育手帳を所持するA1判定された者で契約者 (4) 世帯主が精神保健福祉手帳を所持する1級障害者で契約者
長野ケーブルテレビ（INC）利用料の減免に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。	H5. 12	1 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者で契約者 2 世帯主が身体障害者手帳を所持する障害の程度が1～2級の肢体不自由者又は1級の内部障害者で契約者
a v i sケーブルインターネット利用料の減免に係る証明	障害者の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。		1 契約者が身体障害者手帳を所持する視覚・聴覚障害者 2 契約者が身体障害者手帳を所持する障害の程度が1～2級の肢体不自由者又は1級の内部障害者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
対象となる施設 ながのこども館 長野運動公園 戸隠スキー場 エムウェーブ 市民プール 茶臼山動物園 博物館 サンマリーンながの プラネタリウム テニスコート 真田宝物館 北部スポーツ・レクリエーションパーク 松代藩文武学校 他	施設の入場窓口に手帳を提示する	減免率は施設により異なる
NHK放送受信料の減免 全額免除又は半額免除 免除金額のお問い合わせはNHK長野放送局 TEL 291-5207へ	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳 (2) 印鑑 (3) 課税証明書（転入者の場合）	証明を受けた受信料免除 申請書は申請者がNHK長野放送局へ提出する
半額免除 金額についての問い合わせは INC長野ケーブルテレビ TEL 233-1713へ	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 印鑑	証明を受けた利用料免除 申請書は申請者がINC長野ケーブルテレビへ提出する
月額利用料減額 金額についての問い合わせは ㈱電算インターネットサービス部 フリーダイヤル 0120-55-1475	1 申請先 障害福祉課 又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 必要書類等 (1) 身体障害者手帳 (2) 印鑑	証明を受けた利用料減免 申請書は申請者が㈱電算インターネットサービス部へ提出する

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免に係る同一生計証明	自動車所有の身体障害者世帯等の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。		自動車税 45,000円まで減免される。これを超える場合は差額分を納付。 排気量2.5リットル以下の自家用乗用車は、自動車税（種別割）額が45,000円以下のため、全額減免される。
有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引	割引により障害者の経済的負担を軽減し、社会参加を促進し、もって福祉の増進を図る。		1 対象者 (1) 障害者ご本人が運転される場合 身体障害者手帳の交付を受けられている方のみが対象。 (2) 障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、<u>重度の障害</u>^(注)をお持ちの方が対象。 （身体障害者手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障害をお持ちの方は、障害者ご本人で運転される場合も対象。） （注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲。

給付内容			申請手続			備考								
1 申請先 障害福祉課又は福祉政策課篠ノ井分室、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所														
2 減免となる対象条件及び障害の程度														
規定要件														
A 身体障害者等が所有し自ら運転するもの														
B 障害児者と生計を同一にする者が障害者のために運転するもの														
C 障害者が独居等の場合、常時介護者が障害者のために運転するもの														
上記A・B・C別	該当障害者	視覚	聴覚	平衡機能	音声機能	上肢不自由	下肢不自由	体幹	脳原性上肢	脳原性移動	内 部	免疫機能障害	知的障害者	精神障害者
A	級	1 ＼ 4	2 ・ 3	3	3	1 ・ 2	1 ＼ 6	1・2 3 5	1 ・ 2	1 ＼ 6	1 ＼ 3	1 ＼ 3	A 1 ・ A 2	1
B・C	級	1 ＼ 4	2 ・ 3	3		1 ・ 2	1 ＼ 3	1 ＼ 3	1 ・ 2	1 ＼ 3	1 ＼ 3	1 ＼ 3	A 1 ・ A 2	1

→ ・B・Cは介護者が自動車を運転する場合、同一生計の証明又は日常介護者の証明が必要（軽自動車税については同一生計の証明は不要）。

・音声機能障害は喉頭摘出による場合に限る。

・軽自動車の場合は音声機能3級・脳原性移動機能障害4～6級についてはB・Cにも対象。精神障害者については、自立支援医療（精神通院）制度を受給していることが必要。

1 割引き金額 通常料金の半額を割り引く。 本割引の適用を受ける場合、重複して起用されない割引があるため注意が必要。	1 申請先 ・オンライン申請受付サイト https://www.expressway-discount.jp （ETCをご利用の場合のみ。マイナンバーカードが必要。） ・障害福祉課、または福祉政策課篠ノ井分室、または下記の支所 豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条 2 必要書類等	車は1台のみ登録（個人名義のみ） 介護者が運転する場合、本人が同乗していなければならない
--	--	---

書 類 名	手続き内容						必要なケース
	事前申請において自動車を登録する場合			事前申請において自動車を登録しない場合			
	新規	変更	更新	新規	変更	更新	
障害者ご本人の手帳	○	○	○	○	○	○	常に必要
手帳に自動車登録番号又は車両番号の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等（注1）	○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合
割賦契約書又はリース契約書	○	○	○	×	×	×	割賦契約又は長期リースにより自動車を利用されている場合
ETCカード（注5）	○	○（注2）	×	×	×	×	ETC無線運行（ノンストップ走行）される場合
ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（注6）	○	○（注3）	×	×	×	×	ETC無線運行（ノンストップ走行）される場合
運転免許証またはマイナ免許証（注7）	○	×	×	○	×	×	障害者ご本人が運転される場合

（注1）「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、電子機器等により車検証情報を確認

（注2）カード名義、番号を変更する場合のみ （注3）車載器を変更する場合のみ

（注4）前回申請時から変更しない場合のみ

（注5）未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後见人（家庭裁判所が選任した未成年後见人等）名義のものも対象

（注6）ETC車載器の管理番号が確認できるもの

（注7）マイナンバーまたはマイナ免許証読み取りアプリで読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショットまたは印刷も可）を提示

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
運賃割引 航空運賃割引 タクシー運賃割引	詳しくは長野市障害福祉サービスガイドをご覧ください。		
いこいの家（老人憩の家）利用料の免除 障害者スポーツ大会・講習会の開催 障害者ライブラリー（市立長野図書館） 税金の控除 家庭ごみ処理手数料の減免	詳しくは長野市障害福祉サービスガイドをご覧ください。		

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考

5) 障害者福祉施設・事業所

	名 称	目 的	準拠法
1	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設	身体障害者福祉法第31条 長野県障がい者福祉センター条例 H10. 3. 30
			身体障害者福祉法第31条 長野市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例 S 57. 3. 30
2	指定障害福祉サービス事業所（居宅系サービス）	居宅における生活支援や、日中活動の支援、住居支援など障害福祉サービスに係る給付等を行うことにより、障害者の福祉の増進を図る。	障害者総合支援法 第5条
3	〃 （日中活動系サービス）		
4	〃 （居住支援サービス）		
5	指定障害者支援施設		
6	障害児支援施設	障害児に対し、身近な療育の場として児童発達支援を提供する。	児童福祉法 第6・7条
7	児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設として、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。	児童福祉法43条
8	地域生活支援事業所	県および市が、地域の実情に応じて、障害者への相談や情報提供、社会との交流促進ほか必要な援助を行う。	長野市障害者地域生活支援事業実施要綱 H18.10. 1

内 容	申請・問合せ先	備 考
A型（県が設置）： 更生相談、機能訓練、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成、職員に対する研修等	県障害者福祉センターサ ンアップルへ TEL 295-3111 1 開館時間 火～土 9～21時 日・祝 9～17時 2 休館日 月曜、毎月 第2火曜、祝日の翌 日、保守点検日、年末 年始、その他所定の日	P181～ 施設一覧参照
B型（市または社会福祉法人が設置）： 創作的活動等機会の提供、社会との交流の促進、機能回復 訓練等	市障害者福祉センターへ TEL 226-4884 1 開館時間 9～22時 2 休館日 月曜、祝日 の翌日、年末年始、そ の他所定の日	
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害 者等包括支援	障害福祉課 福祉政策課篠ノ井分室 相談支援事業所	
療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続 支援・就労定着支援・自立生活援助		
短期入所・共同生活援助・宿泊型自立訓練	P76～83参照	
その施設に入所する障害者につき、主として夜間において 介護、相談等日常生活上の支援施設入所支援を行なうとと もに、施設入所支援以外の施設障害者福祉サービス（生活 介護、自立訓練及び就労移行支援）を行なう。		
通所支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 入所支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設		
障害児通所支援事業・子育て支援・研修事業・相談支援事 業等	「にじいろキッズらいふ」 TEL 219-3780 こども発達支援センター Bee TEL 259-6677	P183～ 施設一覧参照
相談支援事業所 コミュニケーション支援事業所 地域活動支援センター 移動支援事業所	P64～67参照	P181～ 施設一覧参照